

# 介護保険 住宅改修手続きのしかた

蕨市介護保険室

電話 048-433-7835

平成31年1月現在

事前（施工前）に保険者へ申請し確認を受け、事後（施工後）に認められることで、支払額の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）が介護保険から支給されます。

住宅改修費の支給に係る種類と概要	
①手すりの取付け	通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する手すり ※福祉用具貸与の「手すり」に該当するものは除く。
②段差の解消	床の段差、傾斜を解消するための住宅改修例）・敷居を低くする工事 ・スロープを設置する工事 ・浴室の床のかさ上げ など ※福祉用具貸与の「スロープ」、福祉用具購入の「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除く。 ※昇降機、リフトなど動力により段差を解消する機器の設置は除く。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	畳からフローリング、ビニル系床材等への変更、浴室の床材の滑りにくいものへの変更、滑りにくい舗装材への変更など
④引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸等への取替え 扉の撤去、ドアノブの変更など ※自動ドアにする際の動力部分の設置は除く。
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器へ取替え、既存の便器の位置や向きの変更 ※和式便器から、暖房、洗浄機能等のある洋式便器への取替えは含まれるが、既存の洋式便器に暖房、洗浄機能等の付加は除く。 ※非水洗和式便器から水洗洋式便器等に取り替える場合、水洗化、簡易水洗化に係る部分は除く。
⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すり設置の際の壁の下地補強 ②浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 スロープ設置の際の転落や脱輪防止柵の設置 ③床材の変更の際の下地の補修、路盤の整備 ④扉の取替えの際の壁・柱の改修 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係る部分は除く。）、床材の変更 など

## 1. ケアマネジャーに相談を

住宅改修の利用は、それだけを別に考えるのではなく、他の在宅サービスと組み合わせてケアプラン全体の中で捉えることが重要なので、住宅改修を希望する場合は、ケアマネジャーに相談して下さい。後述する添付書類「住宅改修が必要な理由書」はケアマネジャーによる作成が原則とされています。

## 2. 支給限度基準額

支給限度基準額<sup>(※)</sup>は、要介護状態区分にかかわらず、同一被保険者が同一の住宅で20万円<sup>(※)</sup>です。申請により住宅改修費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）を支給します。

※支給限度基準額とは保険の対象となる金額の上限です。（20万円までの工事費が保険の対象となり、支給限度基準額を超える工事費は自己負担）  
支給額は、支給限度基準額のうち、住宅改修費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）です。

### 受領委任払いについて

本人が住宅改修費の全額を支払い、後日、保険者へ申請することで、住宅改修費の9割（一定以上所得者は8割、現役並み所得者は7割）の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、住宅改修費の自己負担分（1割、一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの介護保険給付分は、保険者から事業者を支払う「受領委任払い」を選択することもできます。（事前の手続きがありますので、事業者とケアマネジャーに相談してください。）

### 3. 申請方法

住宅改修費の申請（支給決定）は、事前（施工前）に見積書等を添付して確認する「事前申請」と、事後（施工後）に領収書などを添付して「事後申請」の、2段階の申請が必要となっています。

#### 申請に必要な書類

##### 《事前申請》

●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

●添付書類

- ①住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）
- ②工事費見積書
- ③改修前の日付入りの写真（改修箇所、内容がわかるもの）
- ④図面
- ⑤住宅所有者の同意書・承諾書

（住宅の所有者が被保険者本人（以下、「本人」という。）以外の場合のみご提出が必要です。）

※ 「受領委任払い」の場合、事前申請の際に「蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書」を提出して下さい。

※ 確認後、事前申請で提出いただいた申請書は返却しますので、事後の申請の際、必要事項の追記、添付書類を添えて再度ご提出下さい。

##### 《事後申請》

●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

●添付書類

- ⑥領収書
- ⑦工事費内訳書
- ⑧費用額明細書兼確認書（受領委任払の場合）
- ⑨改修後の日付入りの写真（改修箇所、内容が分かるもの）

#### 4. 申請書類と確認事項

##### ●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書

- ・「住宅改修の内容・箇所及び規模」については、工事種別・改修箇所を記入して下さい。
- ・「改修費用」の欄は税込金額を記入して下さい。支給限度額を超える工事や保険対象外工事を含む場合、うち保険対象額を併記して下さい。
- ・「着工日」と「完成日」は、事前申請時は空欄とし、事後の申請時に記入して下さい。
- ・記載内容を修正する場合、修正箇所に二重線を引き、訂正印を押印してください。捨て印による修正は誤字脱字などであって、保険者が認めた場合に限りません。
- ・償還払いの場合、振込先は本人名義の口座とし、記入間違いがないか、通帳を見る等により再確認してください。

##### ●添付書類

###### ①住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）

- ・標準様式を使用し作成して下さい。
- ・所属事業所及び作成者の印を押印して下さい。

###### ②工事費見積書

- ・宛名は本人の氏名にして下さい。（「鈴木様」「上様」等は不可）
- ・ケアマネ等から、複数の住宅改修の業者から見積もりを取るよう説明があります。添付する見積書は、発注を行う業者の見積書として下さい。
- ・見積書は、国が示す様式を標準とします。

業者の様式による見積書の場合、「改修内容」、「材料費」、「施工費」、「諸経費等」を適切に区分したものとなるように依頼して下さい。

（業者に発注せず家族等が改修を行う場合、材料費について上記の要件を満たす見積書をご用意下さい。）

### ③ 改修前の日付入りの写真（改修箇所、内容がわかるもの）

- ・カメラに日付の表示機能がない場合も、日付を書いた紙を写真の中に一緒に撮るなどして、日付が分かるようにして下さい。
- ・改修箇所全ての写真が必要なほか、手すりの設置位置や段差の寸法、本人の生活動線など、改修内容及び改修が必要な理由が分かるものとして下さい。（特に、手すりの設置位置は、養生テープ等で壁に印を付ける等、事前と事後で設置位置が異なることがないようにして下さい。）

### ④ 図面

- ・家屋の平面図を添付して下さい。便座、浴槽などは構造がわかる図面、カタログ等の添付を求める場合があります。

### ⑤ 住宅所有者の同意書・承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）

- ・住宅の所有者が本人以外の場合にのみ提出が必要です。

### ⑥ 領収書

- ・宛名は本人の氏名にして下さい。（「鈴木様」「上様」等は不可）
- ・提出していただく領収書はコピーでも構いませんが、申請時に、原本の確認が必要です。

### ⑦ 工事費内訳書

- ・宛名は本人の氏名（フルネーム）にしてください。（「鈴木様」「上様」等は不可）
- ・工事費内訳書は、事前申請の際の工事費見積書に準じた様式として下さい。
- ・工事費内訳書は、見積書のとおり施工したことを、報告いただく書類です。作成日が施工日以降であること、「見積り」「予定」とされていた事項が「実績」「報告」になっているか確認して下さい。
- ・本人の同意があり、保険者がやむを得ないと認めた理由により、事前申請時から施工内容を変更した場合、変更箇所が分かるようにして下さい。（施工内容が変わる場合、再度、事前申請からやり直して下さい。）

## ⑧ 費用額明細書兼確認書

- ・ 受領委任払いの場合のみ提出して下さい。(償還払いの場合提出いただく必要ありません。)
- ・ 本人と事業者の署名が必要となります。

## ⑨ 改修後の日付入りの写真

- ・ ③と同様。

## 5. 注意事項

- ① 事前申請の手続きをせず、着工した場合、支給対象となりませんのでご注意ください。(事前申請の手続きをすることが困難な場合も、ケアマネジャーによる支援をご案内していますので、“事前”のご相談をお願いします。)
- ② 要介護認定申請中の方は、要介護認定の結果が「非該当」であった場合、支給対象となりませんのでご注意ください。(事前申請による確認を受けていても、要介護認定の結果が「非該当」であった場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。)
- ③ 病院や介護保険施設に入院又は入所中に、事前申請をして確認を受け、着工をしても、退院又は退所した場合でないと支給対象となりませんのでご注意ください。
- ④ 住宅改修費(介護保険支給対象部分)の支払い(領収)は、原則、現金払いとしてください。支払い(領収)前に被保険者が死亡した場合、被保険者資格が喪失するため、支給の対象となりません。(相続人等が支払いをした場合も、被保険者本人が支払ったことにはならないので、支給の対象となりません。)
- ⑤ ケアマネジャーやサービス提供事業者は、②～④に該当する被保険者の場合、十分な説明のうえ、トラブル防止のため、被保険者へ一筆もらう等の対応をしてください。

※ご不明な点等ございましたら、

介護保険室 給付担当(電話 048-433-7835)までお問い合わせ下さい。